

GOTO

株式会社 瑞洋海運

STAROCEAN MARINE CO.,LTD

2016 年 6 月 吉日

お客様各位

共同海運国際有限公司
(GOTO SHIPPING INTERNATIONAL LIMITED)
総代理店 株式会社瑞洋海運

SOLAS 条約改正に伴う「輸出コンテナ総重量確定制度」について

拝啓、貴社、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は弊社サービスを御利用頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、SOLAS 条約の改正に伴い、国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法が制度化されることとなりました。
2016 年 7 月 1 日以降に船積みされる国際海上輸出コンテナにつきましては、改正後の SOLAS 条約及び
国土交通省が定めた制度に沿って確定の総重量情報の提出をお願い申し上げます。

条約改正の詳細につきましては、下記の国土交通省のホームページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

また本制度に伴い、弊社の運用方法を下記にてご案内させていただきます。

敬具

記

1. 7 月 1 日以降船積み本船より開始となります。
(6 月中に CY 搬入される貨物も対象となる場合がございますのでご注意ください)
2. 搬入票に確定総重量を記載、署名の上、提出をお願い致します。
国土交通省の指針に従い、搬入票の署名者は、総重量を確定した届出荷送人、登録確定事業者ないしはその代行者と見做す事と致します。
3. 搬入票に総重量や署名欄等の必要事項の記載漏れ又は誤り等が見受けられる場合は、搬入をお断りする場合がございます。
4. 搬入票記載重量と実際の重量に大きな誤差がある場合は、予定本船への船積みをお断りさせて頂く事がございます。
予定船への船積みが出来なくなった場合に発生しました費用はお客様にご負担いただく事となりますので必ず確定情報を記載ください。
5. コンテナ総重量を国土交通省ガイドラインの“方法 2”（足し合わせて算出）にて確定される場合、コンテナのドアに記載されている重量(Tare Weight) をご確認ください。
確定コンテナ総重量伝達の締め切りは CY CUT 日といたします。本制度運用による CY CUT 日の変更は、ございません。

以上